

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 6月29日
【会社名】	株式会社オーテック
【英訳名】	OTEC CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 神馬 貢一郎
【本店の所在の場所】	東京都江東区東陽二丁目4番2号
【電話番号】	03(3699)0411
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 市原 伸一
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区東陽二丁目4番2号
【電話番号】	03(3699)0411
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 市原 伸一
【縦覧に供する場所】	株式会社オーテック 管材事業本部大阪支店 (大阪府大阪市西区立売堀五丁目8番8号) 株式会社オーテック システム事業本部横浜支店 (神奈川県横浜市西区高島二丁目5番12号) 株式会社オーテック システム事業本部中部支店 (愛知県名古屋市瑞穂区神穂町2番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年6月28日開催の当社第68回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成28年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金38円
(普通配当30円、特別配当8円)

その他の剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 500,000,000円

減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行う。

業務執行を行わない取締役との間で、責任限定契約を締結できるよう、現行定款第26条の変更を行う。

必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行う。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、神馬貢一郎、市原伸一、曳沼宏之、元井厚生、横堀純一及び北川秀法の6氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、福味純一、川田譲二、田中正和及び熊木登の4氏を選任する。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額180百万円以内に設定する。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額35百万円以内に設定する。

第7号議案 役員賞与支給の件

取締役7名に対し、総額30,000千円の役員賞与を支給する。各取締役に対する金額については取締役会に一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	48,237	23	0	(注)1	可決(99.95%)
第2号議案	48,244	16	0	(注)2	可決(99.97%)
第3号議案				(注)3	
神馬貢一郎	48,236	24	0		可決(99.95%)
市原伸一	48,236	24	0		可決(99.95%)
曳沼宏之	48,236	24	0		可決(99.95%)
元井厚生	48,236	24	0		可決(99.95%)
横堀純一	48,223	37	0		可決(99.92%)
北川秀法	48,236	24	0		可決(99.95%)
第4号議案				(注)3	
福味純一	42,014	6,246	0		可決(87.06%)
川田譲二	42,013	6,247	0		可決(87.06%)
田中正和	48,232	28	0		可決(99.94%)
熊木登	48,235	25	0		可決(99.95%)
第5号議案	48,236	24	0	(注)1	可決(99.95%)
第6号議案	48,236	24	0	(注)1	可決(99.95%)
第7号議案	48,232	28	0	(注)1	可決(99.94%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

4. 株主総会に出席した株主の賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数は、閉会後における当該株主からの議決権行使投票用紙の提出による確認に基づくものであり、必ずしも正確な数値とは限りません。なお、議決権行使投票用紙を提出しなかった当該株主については、決議事項に対して賛成の意思表示を行ったものとして集計しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
該当事項はありません。

以上